



実務家のための 投資運用資産の相続をめぐる法務と税務

— NISA口座・iDeCo口座等の留意点 —

共著 堀 政哉 (弁護士) 橘高 悠一 (弁護士)
西村 潤帰 (弁護士) 西山 卓 (税理士)
池田 真哉 (税理士)



新日本法規

は し が き

本書は、金融商品、NISA、iDeCo、保険商品、暗号資産等を活用して資産管理を行っていた者に相続が発生した場合における法務および税務の取扱いを解説する書籍である。

近年、個人の資産管理の在り方は大きく変化している。預貯金中心の資産管理から、NISAやiDeCo等を通じた資産形成へと移行が進み、国の政策的な後押しもあって、家計資産に占める預貯金以外の金融資産の割合は高まっている。相続実務においても、これらの資産が占める比重は増していくことが予想され、その法務および税務の取扱いは、従来にも増して重要性を帯びている。

適切な税務判断を行うためには、その前提として、民法をはじめとする関係法令に基づき、相続財産の帰属や遺産分割の方法が正しく理解されていなければならない。そこで、本書は、相続実務に関わる専門家が、投資運用資産が関連する相続案件に着手する際に不可欠となる法的知識や税務処理について、その知見を確かなものとすることを目指した。

本書は、次の構成によっている。

はじめに

第1章 総論

第2章 NISA・投資信託等

第3章 iDeCo・保険

第4章 その他の関連する財産の取扱い

「はじめに」では、相続人の確定の際の留意点や遺留分侵害額請求等について触れた。続く第1章では、相続実務の総論的な内容を取り扱った。

第2章・第3章では、本書の中心的なテーマであるNISAやiDeCoを取り上げ、暗号資産など近年注目を集め始めた投資運用資産についても触れた。

第4章では、現預金に係る遺産分割や名義預金の取扱いなど、実務上で必須となる項目について幅広く解説を試みることにした。

弁護士三名と税理士二名が、それぞれの知見を持ち寄り、実務において生じがちな疑問や迷いの解消を目指した一冊である。本書が、複雑化する相続実務に携わる専門家にとって参考となれば幸いである。

本書の企画・編集・校正にあたり、新日本法規出版株式会社の加賀山量氏には多大なるご尽力を賜った。ここに記して、深く感謝申し上げます。

2026年5月

著者一同

執筆者一覧

堀 政哉（ほり せいや／弁護士）

瑞風法律事務所

1997年3月京都大学法学部卒業。1997年4月労働省（現厚生労働省）入省。2000年3月労働省退職。2003年4月司法修習生（57期）。2004年10月弁護士登録（大阪弁護士会）。

（共著）

・『争点 倒産実務の諸問題』（倒産実務交流会編、青林書院、2012）

橘高 悠一（きったか ゆういち／弁護士）

瑞風法律事務所

2004年3月東京大学経済学部経済学科卒業。2007年3月大阪大学法科大学院卒業。2009年11月司法修習生（新63期）。2010年12月弁護士登録（大阪弁護士会）。

西村 潤埴（にしむら じゅんき／弁護士）

瑞風法律事務所

2009年3月一橋大学法学部卒業。2013年3月早稲田大学大学院法務研究科卒業。2013年11月司法修習生（67期）。2014年12月弁護士登録（大阪弁護士会）。

西山 卓（にしやま たく／税理士）

西山税務会計事務所

2000年3月同志社大学商学部卒業。2009年12月税理士試験合格。2013年11月税理士登録（近畿税理士会）。2024年7月近畿税務研究センター研究員。

(共著)

- ・『非上場株式評価のチェックリストと着眼点』(新日本法規出版、2018)
- ・『ケース別 相続手続 添付書類チェックリスト〔改訂版〕』(掛川雅仁編著、新日本法規出版、2017)
- ・『実務でみかける消費税の誤りやすい処理』(新日本法規出版、2024)
- ・『税制改正の要点解説(平成28年度～令和4年度・令和6～8年度)一どこがどうなる!?一』(朝長英樹監修ほか、清文社)
- ・『基礎からわかる自社株評価』(清文社、2017)
- ・『法人税申告書の作り方(令和5～7年版)』(宮口定雄ほか、清文社)
- ・『解散・清算 実務必携』(朝長英樹編著、法令出版、2016)
- ・『会社合併実務必携〔第3版〕』(日本税理士会連合会編ほか、法令出版、2017)
- ・『なるほど!純資産の部一会計仕訳と税務仕訳の対比で分かりやすい一』(税務研究会出版局、2024) 他

池田 真哉 (いけだ しんや/税理士)

ING税理士法人 芦屋事務所

2003年3月大阪府立大学経済学部経営学科卒業。2005年8月～2009年7月大原簿記専門学校相続税法専任講師。2010年12月税理士試験合格。2014年2月税理士登録(近畿税理士会)。

(共著)

- ・『基礎からわかる自社株評価』(清文社、2017)

〔14〕 NISA口座を有する者が死亡したときの手續は？

Q

NISA口座を有する者が死亡したときに必要となる手續について教えてください。

A

NISA口座は個人ごとの口座開設となるため、死亡した者のNISA口座から相続人の一般口座又は特定口座への移管が必要です。

解 説

1 民法上の取扱い

NISA制度は、非課税口座を通じて取得した上場株式等について、運用中に生じた配当収益や売却益を非課税とする制度です。元本である金融商品自体は、NISA口座を開設している個人投資家に帰属する財産であり、他の財産と同様、死亡によって相続が開始します(民882)。

2 相続人が行う手續（非課税口座開設者死亡届）

（1）非課税口座開設者死亡届出書の提出

NISA口座を開設している者が死亡したときは、その相続人は、死亡を知った日以後遅滞なく、NISA口座が開設されている金融機関に、「非課税口座開設者死亡届出書」の提出をしなければなりません（措令25の13の5）。

（2）死亡後の運用益への課税

NISA口座の開設者が死亡した日以後にそのNISA口座で支払われるべき配当等は、非課税措置の適用はありません。「非課税口座開設

者死亡届出書」を提出するまでの間に支払われた配当金等がある場合には、遡及して課税されることとなります。

3 相続人のNISA口座への受入れの可否

(1) NISA口座からの払出し

NISA口座の開設者が死亡した場合には、NISA口座に受け入れられていた金融商品は、死亡時の価額により譲渡があったものとみなされ、NISA口座から払い出されます（措法37の14④）。この際の譲渡損益は相続人ではなく被相続人に帰属することとなりますが、死亡時までに行っていた含み益には非課税措置の適用があり、譲渡損失についてはなかったものとみなされます。

(2) 相続人口座への移管

NISA口座には、口座開設者が新たに購入した金融商品しか受け入れることができず、被相続人がNISA口座を通じて有していた金融商品であっても、相続人がこれをNISA口座で受け入れることはできません。したがって、相続人は特定口座か一般口座のいずれかで受け入れることになります。

被相続人の取得日や取得価額を引き継ぐことはなく、相続が発生した時に、その払出時の金額（死亡時の価額）で取得したものとみなされます（措法37の14④）。

4 相続税申告時の評価

NISA口座で運用されていた上場株式等について、相続税の課税価格の計算に関しては、相続税法及び財産評価基本通達において特段の定めはありません。したがって、NISA口座に受け入れていなかった他の上場株式と同様の方法により相続税評価額を算定します。

上場株式の相続税評価額は、被相続人の死亡の日（課税時期）の最

終価格によって評価しますが、課税時期の最終価格が次の3つの価額のうち最も低い価額を超える場合は、その最も低い価額により評価します（評基通169）。

- ① 課税時期の属する月の毎日の最終価格の月平均額
- ② 課税時期の属する月の前月の毎日の最終価格の月平均額
- ③ 課税時期の属する月の前々月の毎日の最終価格の月平均額

[29] 暗号資産を有する者に相続が発生した場合の取扱いは？

Q

暗号資産は相続の対象となりますか。また、相続するに当たってどのような手続が必要でしょうか。

A

暗号資産は、相続の対象となると考えられます。預貯金債権と同様に、遺産分割の対象となると考えられます。

解 説

1 暗号資産は相続財産に含まれるか

相続人は、被相続人に一身専属するものを除き、被相続人に属した一切の権利義務を承継するものとされており(民896)、所有権をはじめとする物権のほか、債権、債務、無体財産権、その他明確な権利義務といえないものでも、財産法上の法的地位といえるものであれば、全て包括的に相続の対象となると考えられています。

暗号資産は、資金決済法において「財産的価値」があることが前提とされている(資金決済2^⑭)ことから財産法上の法的地位があり、一方で、一身専属的な権利には当たらないため、相続財産に含まれると考えられます。

税務上も、暗号資産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税が課税されるとされており(国税庁「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて(FAQ)」4-1(令和7年12月最終改訂))、実務上、暗号資産が相続財産に含まれることに争いはないものと思われれます。

2 遺産分割の要否

現時点において、暗号資産について、相続と同時に当然分割されるか、それとも遺産分割を要するか（可分債権に当たるか否か）について判断をした裁判例は見当たりません。

そもそも、特定の運営者・発行者がいない分散型システムを特徴とする暗号資産は、「債権」に関する伝統的な定義には当てはまらず、可分債権であることを前提とする当然分割性（民427）は認め難いように思われます。

また、暗号資産が、現金と同様、今日において資金決済方法として利用されている状況や、評価について不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資するものであること、さらに、暗号資産交換業者に暗号資産を預けている場合、口座ごとに1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残額が変動し得る点で預貯金債権と類似することを踏まえると、現金や預貯金債権と同様、当然分割性は否定されるという解釈もあり得るところです。

そこで、現時点においては、暗号資産は、当然分割されたとするのではなく、遺産分割協議を経て取得する者を確定させることが安全だと思われます。

3 相続の方法

暗号資産は、暗号資産交換業者に預け入れられている場合と、個人のウォレットで直接保有している場合があります。

個人のウォレットで保有している場合には、当該ウォレットを承継する相続人を遺言又は遺産分割により確定させ、秘密鍵やパスワード等（以下「秘密鍵等」といいます。）を含むウォレットの管理情報を引き継ぐこととなります。ウォレット自体の情報や秘密鍵等が不明の場合、いかに遺言や遺産分割により暗号資産の承継者を定めても、事実上、相続人が承継することはできませんので、生前に、被相続人から

ウォレットや秘密鍵等の情報を聴取しておくことが重要です。

暗号資産交換業者に暗号資産を預けている場合、当該交換業者の定めるルールに従って相続手続をすることとなります。

相続手続を公開している暗号資産交換業者のウェブサイトを見ると、相続人全員の同意か、遺産分割協議書や遺産分割調停（審判）の調査（審判書）の謄本の提出が求められているようです。

このルールからしても、相続手続に当たっては、相続人全員の同意を得るか、遺産分割をせざるを得ないと思われれます。

なお、遺言がある場合にどのような手続となるのか明らかではありませんが、「生前贈与、遺贈、遺言での名義変更等のお手続は承っておりません。」とする業者もあるようですので、被相続人が取引をしていた業者に問い合わせて、確認をする必要があります。

また、平成30年の相続法改正により、遺産の分割前における預貯金債権の行使の制度が創設されましたが（民909の2）、暗号資産は、暗号資産交換業者に預けられているか否かに関わらず、「預貯金債権」には当たりませんので、同制度による払戻請求は認められません。

4 税務上の留意事項

暗号資産を暗号資産交換業者に預けず、ウォレットで管理していたものの、相続人が秘密鍵等を把握していない場合は、事実上、被相続人の保有していた暗号資産の引出しや処分を永久にできない状況に陥ることが起こり得ます。

しかし、参議院の財政金融委員会における国税庁次長の答弁（平成30年3月23日参議院財政金融委員会第6号）において、「秘密鍵等の把握の有無は当事者にしか分からない主観の問題であって、課税当局はその真偽を判定することは困難であるため、課税の公平の観点から、相続人からパスワードを知らないという主張があつた場合でも相続税の課税対象となる」旨の見解が示されていることに留意が必要です。

[35] iDeCo加入者が死亡したときの税務申告は？

Q

iDeCoの加入者が死亡した場合、税務上の取扱いはどのようなのでしょうか。

A

死亡一時金を受け取った遺族は、相続又は遺贈によりこれを受け取ったものとして相続税の課税の対象となります。死亡退職金と同じく、相続税の非課税枠があります。

解 説

1 所得税の取扱い

iDeCoの加入者が死亡日までに支払った掛金は、小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となります（所税75①・②二）。

2 相続税の取扱い

(1) みなし相続財産

iDeCo加入者の死亡に伴い受ける死亡一時金は、民法上の相続財産ではありませんが、税務上はこれを相続又は遺贈により取得したものとみなして、相続税の課税対象となります（相税3①二、相税令1の3七）。

(2) 相続税の非課税枠

上記(1)により相続又は遺贈により取得したものとみなされた死亡一時金のうち、法定相続人一人当たり500万円までの金額は、相続税が課されません（相税12①七）。

$$500万円 \times \text{法定相続人の数} = \text{非課税限度額}$$

この非課税規定は、死亡一時金を法定相続人が取得した場合に限り適用があるため、法定相続人以外の者が取得した死亡一時金については、非課税の適用はありません。

(3) 2割加算

相続又は遺贈により財産を取得した者（取得したとみなされた者を含みます。）が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、その者の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算されます（相続18）。

(4) 一時所得となる場合

死亡一時金の支払を受けることが、相続開始から3年経過後に確定した場合には、これを相続財産とみなす（相続3①二）ことはありません。死亡一時金を受け取った者に所得税が課税（一時所得）されます。

なお、死亡一時金を受け取ることができる者がその権利の裁定の請求を死亡後5年間行わないときは、死亡一時金を受け取ることができる遺族はないものとみなされ、これを死亡した者の相続財産とみなされます（規約130⑦⑧）。このとき相続人が存在すれば、本来の相続財産として再び相続税課税の対象となります。

[51] 株式に譲渡制限が付されている場合でも、その株式を相続することができるか？

Q

亡くなった母はA社の株式を保有しており、遺産分割協議の結果、私とその株式を相続することになりました。

確認したところ、A社の株式には譲渡制限が付されていたようですが、譲渡制限が付されている場合でも、株式を相続することはできますか。

もし、A社が私への相続を認めてくれなかったら、私は何も取得できないことになってしまうのでしょうか。

A

株式の譲渡制限は、「当該株式を譲渡により取得すること」を対象とするものであり、相続その他の一般承継により譲渡制限株式を取得する場合は含まれませんので、株式に譲渡制限が付されている場合でも、その株式を相続することができます。

ただし、定款の規定により、相続人等に対する売渡請求の定めが設けられている場合には、相続した譲渡制限株式について、会社から売渡請求をされる可能性があります。相続人等は、会社からの売渡請求を拒絶することはできませんが、適正な代金を取得することができます。

解説

1 株式の譲渡制限

(1) 譲渡制限株式とは

株式は自由に譲渡することができるのが原則ですが、会社は、定款

の規定により、その発行する全部の株式の内容として（会社107①一・②一）、又は、種類株式の内容として（会社108①四・②四）、当該株式を譲渡により取得することについて会社の承認を要する旨を定めることができます。

このような株式を「譲渡制限株式」といいます（会社2十七）。

（2）譲渡制限の範囲

上記（1）の定款規定で制限されるのは、「当該株式を譲渡により取得すること」であり、相続その他の一般承継により譲渡制限株式を取得する場合は含まれません（会社134四も参照）。

したがって、株式に譲渡制限が付されている場合でも、その株式を相続することはでき、この点に関して会社の承諾は必要ありません。

（3）株主名簿の書換

会社法130条1項は、「株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない。」と定めています。条文の文言上は、「株式の譲渡」とされていますが、この規定は、株式の譲渡だけでなく、相続、合併等による移転を含むとする見解が有力です（江頭憲治郎『株式会社法〔第9版〕』208頁（有斐閣、2024）、奥島孝康ほか編『新基本法コンメンタール会社法I〔第2版〕』268頁（日本評論社、2016））。

このため、相続により株式を取得した後、速やかに株主名簿書換請求を行っておく必要があります。

2 相続人等に対する売渡請求

（1）相続人等に対する売渡請求

会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式（譲渡制限株式に限ります。）を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができます（会社174）。

この売渡請求は、形成権であり、会社の意思表示のみによって売渡しの効果が発生するため、相続人等は、譲渡制限株式の売渡しを拒絶することはできません。

(2) 売渡請求の範囲

相続人等が有する株式のうち、その一部だけについて売渡請求をすることもできるとする説が有力と思われます（奥島ほか・前掲344頁）。

また、相続による株式の準共有者のうち、その一部の者のみを対象として売渡請求をすることができるとする裁判例があります（東京高判平24・11・28資料商事356・30）。

(3) 売渡請求の手續

会社が相続人等に対して売渡請求をするためには、会社の株主総会において、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成により特別決議を行わなければなりません（会社175①・309②三）。

なお、売渡請求の対象となる相続人等は、上記の株主総会において議決権を行使することができません（会社175②本文）。議決権の排除は、支配株主が死亡した場合にも適用されます。この関係で、支配株主が死亡した場合に、少数株主の意向によって当該支配株主が保有していた株式について売渡請求が行われ、支配株主（又はその相続人）の意思によらずに、会社の経営権が移転してしまうおそれがありますので、留意が必要です。

売渡請求は、会社が相続その他の一般承継があったことを知った日から1年以内に行わなければなりません（会社176①ただし書）。

(4) 売買価格の決定

会社から売渡請求がなされた場合、売渡請求の対象となった相続人等は、売渡し自体を拒絶することはできませんが、適正な代金を取得することができます。

売買価格は、会社と売渡請求の対象となった相続人等との協議によ

って定めることとなりますが（会社177①）、両者の間で協議が調わない場合、会社又は売渡請求の対象となった相続人等は、売渡請求があった日から20日以内に、裁判所に対し、売買価格決定の申立てをすることができます（会社177②）。

この申立てがあれば、裁判所は、売渡請求時における会社の資産状態その他一切の事情を考慮して売買価格を決定し、その価格が当該株式の売買価格となります（会社177③④）。

他方、上記期間内に会社からも売渡請求の対象となった相続人等からも裁判所に対する売買価格決定の申立てがなされなかったときは、売渡請求は効力を失います（会社177⑤）。



新日本法規

